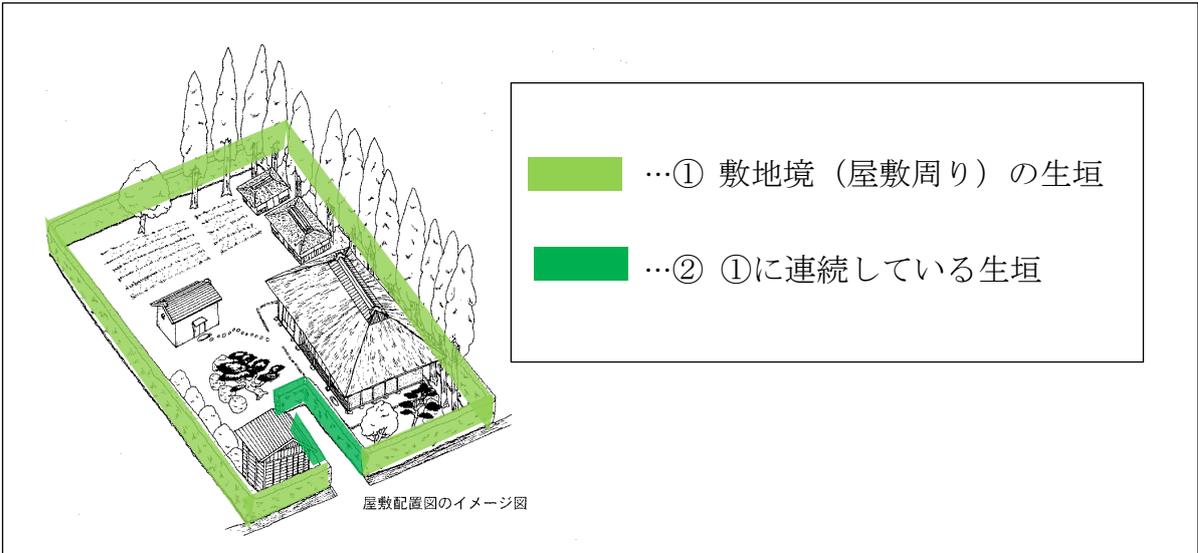


生垣剪定補助金事業 Q & A

Q 1 対象生垣はどこまでか。

A 1 保存地区の特徴から、次の①②としています。

- ① 敷地境（屋敷周り）の生垣
- ② ①に連続している生垣



～保存計画より～

②伝統的建造物群の特性

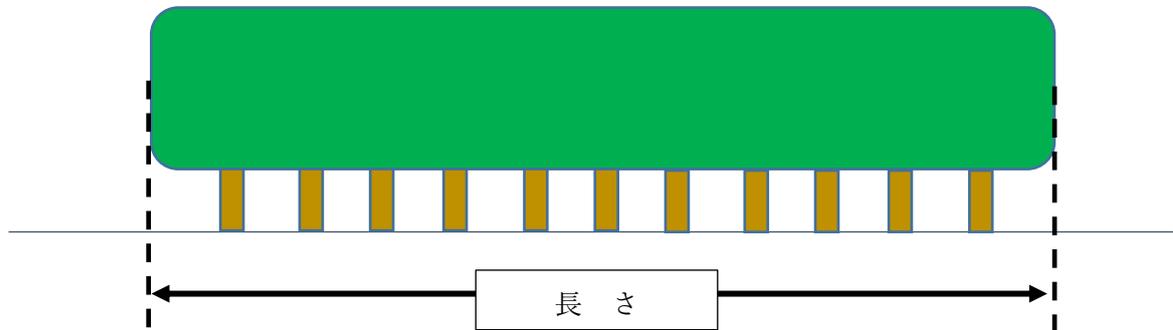
保存地区の多くの屋敷地では、外構えとしてヒバの生垣と石積み、エグネと呼ばれる屋敷林を構え、これが景観上の特徴となっている。ヒバの生垣は、屋敷地と小路の境若しくは隣戸との境に、エグネは主に屋敷の北西方向に配されている。そして、これらの中に建築物、工作物、樹木等が存しており、各屋敷を構成している。

(中略)

屋敷地の入口には、門が建てられることは少なく、生垣の切れ目を出入り口とするものが多く、古いものでは奥を見通せないように生垣で鉤形かL字形の通路を作っている。主屋と小路の間には主庭、前には露地庭と畑が、奥には畑がつくられ、その他サクラ、モミジ、サルスベリ、クリ、カキ等の樹木が植樹され、景観に寄与している。さらに、石で作られた祠(明神様)が屋敷の一隅に祀られている。

Q 2 長さはどう測るのか。

A 2 生垣部分の長さを測定してください。なお、最終的な長さは、完了検査時で確定させる予定です。



Q 3 巻き尺がない場合はどうしたらよいか。

A 3 要害歴史館に、貸し出し用の巻き尺を用意しましたので、ご利用ください。

Q 4 ドウダン生垣は対象になるか。

A 4 生垣であれば、対象になります。

なお、生垣とは次のとおり考えております。

- ・屋敷周り（屋敷地境）に、直線的に連続して植えた樹木等
- ・毎年、定期的に剪定している

Q 5 伝建選定後に植栽した生垣は対象となるか。

A 5 対象になります。